

群星
[むりぶし]5月・6月号
2015 May June

独占禁止法相談ネットワークの ご利用をお待ちしています。

- ◎ 以下のようないじでお困りでは
ありませんか？
- ・マーケティングの内容が独
占禁止法に違反？
- ・注文どおりなのに、取引先
から一方的に返品された。下
請法に違反じゃないの？
- ・取引先が消費税の転嫁を拒
否している。消費税転嫁対策
特別措置法違反じゃないの？

商工会議所及び商
工會では、独占禁
止法、下請法及び消
費税転嫁対策特別措
置法の相談を受け付け
ております。
内容、御希望によ
り公正取引委員会の
窓口を紹介します。



御相談は、お近くの商工会議所及び商工会 または、
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室(電話098-866-0049)までお願いします。



あなたの職場の職員が 以下の行為を行っていませんか？

- 事業者に談合を指示している
- 事業者に秘密情報を漏えいしている
- 契約の相手方となる事業者名を教えている
- 事業者の入札談合を帮助している

このような行為は、「入札談合等関与行為防止法」違反となるおそれがあります。
公正取引室は、入札談合事件の未然防止に向けて、発注機関が実施する「入札談合等関与
行為防止法」の研修会に、積極的に講師を派遣しています。御希望の方はお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
総務部公正取引室 TEL098-866-0049

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>
広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。

平成26年度における本誌の原材料調達・印刷・流通・廃棄に伴うCO₂排出量約8.1t(211g/1冊)
は、沖縄県内事業者が創出した国内クレジット(排出権)でカーボン・オフセットいたします。

